

委員長談話

令和5年10月6日

千葉県人事委員会委員長 諸岡 靖彦

- 1 本日、人事委員会は、議会及び知事に対して、職員の給与等について報告及び勧告をいたしました。
- 2 はじめに、職員の皆さんが、近年の社会経済情勢の変化等により複雑・高度化する課題や激甚化する自然災害への対応など、日々全力で職務を遂行されていることに敬意を表します。
- 3 本委員会では、人事委員会勧告制度に基づき、職員と県内の民間企業の給与等の実態を調査・比較し、国や他の地方公共団体の状況などを踏まえ、職員の給与について検討を行いました。

その結果、本年4月の月例給について、民間給与が職員の給与を上回っていたことから、民間との均衡を図るため、本年4月から1.19%（4,307円）引上げ改定することが適当と判断しました。その内容は初任給を始め若年層に重点を置いて、給料表などの水準を引き上げるものです。

また、特別給（ボーナス）についても、民間が公務を上回ったことから、民間との均衡を図るため、0.1月分引上げ、年間4.50月分としました。

4 公務運営に関しては、多様で有為な人材の公務の場への誘引・確保が喫緊の課題であり、今後の取組として広報活動の強化や受験者が能力を発揮しやすい最適な試験制度を構築すること、また、組織パフォーマンスの向上に向けて、職員一人ひとりがその能力を発揮し、活躍するための人材育成や能力開発の重要性及びその方策について報告しました。

あわせて、全ての職員が高い意欲を持ち、働き続けることができる環境づくりのため、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の推進の必要性及び具体的な取組について報告しました。

5 人事委員会の勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与を社会一般の情勢に適応した適正なものとする機能を有するものであり、地方公務員法で定める給与決定原則に基づき、職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本として行っているものです。

6 議会や知事におかれては、人事委員会の勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、本委員会の勧告を速やかに実施されるよう要請いたします。

7 職員においては、引き続き、全体の奉仕者としての高い使命感と倫理感の下に、県政の課題に迅速に対応し、県民の視点に立った行政運営や公務能率の向上に努め、県民の公務に寄せる期待と信頼に応えるよう、職務に精励されることを要望します。

8 県民の皆様には、人事委員会の勧告制度の意義と、職員がそれぞれの職務を通じ、県民生活を支え、その向上に日々努力している実情について、深いご理解をいただきたいと思います。